



News Release

2024 年 7 月 25 日

各 位

株式会社 東北銀行

当座勘定規定の改定について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、当座預金の払戻請求書によるお引出しの取り扱い開始に伴い、当座勘定規定（一般当座用・個人当座用）を改定いたします。
なお、本規定は既に当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

記

1. 改定となる規定
 - （1）当座勘定規定（一般当座用）
 - （2）当座勘定規定（個人当座用）
2. 改定日
2024 年 8 月 1 日（木）
3. 改定内容
詳細は、別紙「新旧一覧表」をご参照ください。

以上



東北銀行

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

Kiki & Lala リトルツインスターズはとうぎんのイメージキャラクターです。©2023 SANRIO CO.,LTD. APPROVAL NO. L644645

【本件に関するお問い合わせ】
事務統括部（担当：千田）
TEL：019-654-1311

●当座勘定規定（一般当座用）

※下線部分が改定箇所となります。

改 定 前	改 定 後
第 7 条（手形、小切手の支払） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 <u>（新設）</u>	第 7 条（手形、小切手の支払<u>等</u>） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。 （4）<u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
第 17 条（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	第 17 条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

●当座勘定規定（個人当座用）

改 定 前	改 定 後
第 7 条（小切手の支払） （4）当座勘定の払戻しの場合には、預金者または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。 <u>（新設）</u>	第 7 条（小切手の支払<u>等</u>） （4）当座勘定の払戻しの場合には、預金者または代理人が自己の名義で振出した小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。 （5）<u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
第 18 条（署名鑑照合等） （1）小切手、または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	第 18 条（署名鑑照合等） （1）小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。